

学校飲料水・プール水・雑用水水質検査業務委託仕様書

1 水質検査内容

検査区分	項目	検査回数	検査箇所	検査対象
飲料水検査	一般細菌	年1回	1か所	小学校 15校 中学校 10校 (別紙1参照)
	大腸菌(群)			
	塩化物イオン			
	遊離残留塩素			
	味、臭気、色度、濁度			
	水素イオン濃度			
	有機物等			
プール水 水質検査	水素イオン濃度	30日ごと に1回	4か所	小学校 14校 (別紙2参照)
	濁度			
	遊離残留塩素			
	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)			
	大腸菌(群)			
	一般細菌			
	総トリハロメタン	年1回	1か所	
	循環ろ過装置出口の濁度			
雑用水 検査	水素イオン濃度	年2回	1か所	二葉小学校 川東小学校 七葉小学校 紫雲寺中学校
	臭気			
	外観			
	大腸菌			
	遊離残留塩素			

2 検査期間

- ・飲料水検査 9月から11月まで
- ・プール水水質検査 プール使用期間である6月から8月まで
- ・雑用水検査 5月から7月まで、9月から11月まで

3 本業務実施にあたり根拠となる法律

- ・学校保健安全法 第5条
- ・学校保健安全法施行規則 第1条

4 その他

- ・検査の結果、学校保健安全法の基準値を上回った場合は速やかに再検査を実施すること。
- ・採水実施は、受注者が行うこと。
- ・採水作業については、学校と調整の上、実施すること。
- ・関係法令等を遵守し実施すること。

※ 契約終了後、この契約に関する業務評価をします。

※ 提出された入札書及びその内訳については、新発田市情報公開条例に基づき開示する場合があります。

(別紙1)

新発田市立小・中学校一覧

小学校

学番	学校名	所在地	電話番号
1	外ヶ輪小学校	中央町5-8-9	22-2549
2	猿橋小学校	中曽根町3-8-29	22-2123
3	御免町小学校	大栄町4-5-33	22-2216
4	二葉小学校	中田町3-6-1	22-2164
5	東小学校	五十公野4862	22-3641
6	川東小学校	下羽津1938	25-2009
7	七葉小学校	黒岩66	29-3305
8	佐々木小学校	則清856	27-2011
9	住吉小学校	住吉町3-6-22	24-1148
10	東豊小学校	東新町4-10-8	23-5075
11	豊浦小学校	大伝465-2	22-2034
12	紫雲寺小学校	稲荷岡2389	41-2022
13	米子小学校	真野原外1773	41-2036
14	藤塚小学校	藤塚浜4063-3	41-2073
15	加治川小学校	上今泉366-1	33-2435

中学校

学番	学校名	所在地	電話番号
1	本丸中学校	緑町2-7-22	22-2525
2	第一中学校	御幸町4-5-25	23-1151
3	猿橋中学校	住吉町1-7-1	23-1175
4	東中学校	五十公野4981	22-3824
5	川東中学校	下羽津1566-1	25-2011
6	七葉中学校	上館乙84-2	22-3524
7	佐々木中学校	則清102	27-2505
8	豊浦中学校	乙次50	24-4492
9	紫雲寺中学校	真野原外3499	41-4000
10	加治川中学校	川口330	33-2214

(別紙2)

プール水水質検査6項目における各小学校学校の検査回数

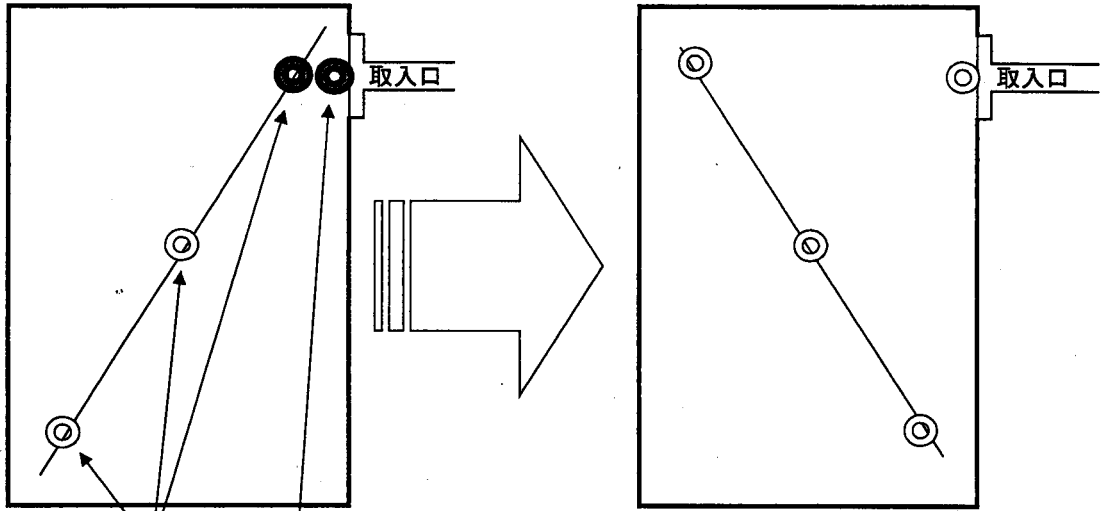
小学校学校名	使用開始日		使用最終日		使用日数 (日)	検査回数 (回)	プール清掃 予定日
	月	日	月	日			
外ヶ輪小学校	6	10	7	26	47	1	5月31日
猿橋小学校	6	10	7	22	43	1	6月4日
御免町小学校	6	17	7	26	40	1	5月23日
二葉小学校	6	24	7	24	31	1	6月10日
東小学校	6	17	7	24	38	1	6月4日
川東小学校	7	1	7	23	23	1	6月4日
七葉小学校	6	10	7	23	44	1	6月4日
佐々木小学校	6	14	7	26	43	1	6月7日
住吉小学校	7	1	7	25	25	1	6月18日
東豊小学校	6	17	7	25	39	1	5月28日
豊浦小学校	6	17	7	25	39	1	6月5日
紫雲寺小学校	6	10	7	26	47	1	5月25日
米子小学校	6	17	7	26	40	1	6月10日
加治川小学校	6	12	7	19	38	1	5月28日
合 計						14	

学校飲料水・プール水・雑用水水質検査業務仕様書特記事項

- ・公告日現在において、新潟県内に検査を行う事業所を有し、当該事業所で設計書及び仕様書に定める検査を行うことができる者であること。
- ・公告日現在において、水道法（昭和32年法律第177号）第20条の2の規定による厚生労働省大臣の登録を受けている者であること。
- ・公告日現在において、一般社団法人日本環境測定分析協会の正会員登録事業所であること。
- ・発注者の申出により、緊急の水質検査を依頼されたときは、1時間以内にサンプリングを行い、速やかに検査を行うこと。
- ・採水日については、事前に発注者に示し、一定期間、変更可能な期間を設けること。
また、異常発生時や災害時にも日程の変更に応じること。
- ・採水日前日に必ず学校に連絡し、採水作業の説明及び確認等を行うこと。
- ・学校から質問等があった場合は、直接、学校へ説明を行うこと。
- ・水質検査は受注者の施設で行うこととし、業務の再委託はしないこと。
- ・検査成績書は各2部発注者へ提出すること。
- ・プール水の水質検査の採水地点は、矩形の貯水槽では貯水槽内の対角線上におけるほぼ等間隔の位置3か所以上の水面下20cm及び循環ろ過装置の取入口付近の合計4か所とし、貯水槽内の対角線上3か所と循環ろ過装置の取入口付近の位置が近く、採水する箇所が非常に近い場合等は、循環ろ過装置の取入口付近の他に、異なる対角線上の3か所から採水すること（図1参照）。

図 1 対角線上の3箇所と循環濾過装置の取入口が近い場合の例

(例 1) 取入口が外周にある場合

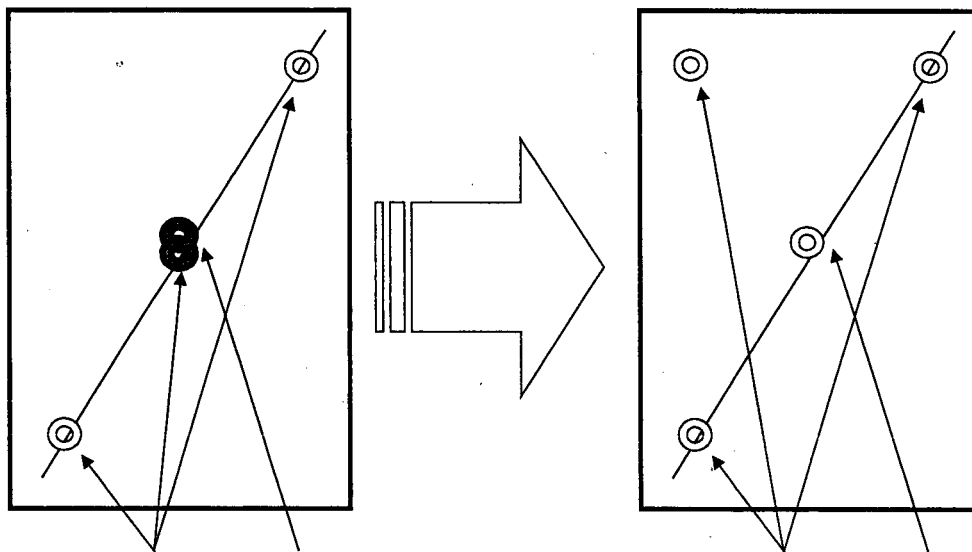


「貯水槽内の対角線上3箇所」と
「循環濾過装置の取入口」の位置が
非常に近い

異なる対角線上の3箇所から採水する

◎ … 採水地点

(例 2) 取入口が中央底部にある場合



「貯水槽内の対角線上3箇所」と
「循環濾過装置の取入口」の位置が
非常に近い

採水地点が重ならないように、
対角線上と異なる位置から採水する